

「LPガスバルク用受入設備再検査基準」(KHKS-012)の廃止について

「LPガスバルク用受入設備再検査基準」(KHKS-012: 昭和62年11月制定)は、昭和60年3月に制定された「LPガスバルク供給基準」(KHKS-0005)に、その受入設備の安全性向上と保安の維持、確保を図るため、自主的な検査を付加した再検査基準をバルク供給システムの普及に先駆けて定めたものである。

バルク供給システムは、その普及に伴い、平成9年4月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」及び「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」が施行され、技術基準が整備された結果、実質的な民生用バルク供給が可能となった。さらに、規制緩和の一環として、平成11年9月の省令改正で「バルク容器」が追加導入された。

本基準に規定した内容のうち、バルク容器及び当該容器に装置する附属品については容器則及び容器則細目告示に再検査の方法及び規格が、一般消費者用のバルク貯槽及び当該貯槽に装置する付属品については「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」及び「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」に、工業用のバルク貯槽及び当該貯槽に装置する付属品については他のKHK基準(LPガスバルク供給基準(工業用等)KHKS0501)に技術基準維持義務のための点検方法等が規定されており、本基準に規定された内容の多くは、別の基準で担保されている。

本基準に基づき再検査を行う場合、容器については容器検査所が、貯槽についてはKHKが認定するタンクローリ検査会社又はプラント検査会社(総称してKHK認定検査会社という。)が実施することを規定しているが、KHK認定検査会社に本基準の使用実態を確認したところ、本基準を使用していないとの回答を得た。

上記の理由から本基準は廃止することとしたい。

規定項目	他の技術基準における規定状況	備考
2.2 バルク容器の再検査準備	—	
2.3 バルク容器の外観検査	容器則第 25 条、容器則告示第 6 条	
2.4 欠陥補修後の非破壊検査	—	
2.5 バルク容器の耐圧試験	容器則第 25 条、容器則告示第 8 条	
2.6 事後措置	容器則第 37 条	容器証明書制度廃止
3.2 バルク貯槽の再検査準備	—	
3.3 バルク貯槽の外観検査	バルク供給・充てん設備告示第 1 条第 1 項第 2 号イ	
3.4 バルク貯槽の耐圧試験	バルク供給・充てん設備告示第 1 条第 1 項第 2 号ロ	
3.5 バルク貯槽の内部検査	—	
4 附属品の再検査		
4.1 安全弁	バルク供給・充てん設備告示第 1 条第 2 項第 2 号	
4.2 緊急しゃ断装置	バルク供給・充てん設備告示第 1 条第 2 項第 2 号	
4.3 バルブ	バルク供給・充てん設備告示第 1 条第 2 項第 2 号	
4.4 過充てん防止装置	バルク供給・充てん設備告示第 1 条第 2 項第 2 号	
4.5 フロート式液面計	バルク供給・充てん設備告示第 1 条第 2 項第 2 号	
4.6 セフティーカップリング	バルク供給・充てん設備告示第 1 条第 2 項第 2 号	
5 附属品装着後の試験等		
5.1 気密試験	—	
5.2 バルブの取付方法の確認	—	
5.3 窒素等の封入	—	
6.1 塗装	容器則第 10 条（基本通達含む。）	
6.2 バルク容器への文字表示	容器則第 10 条（基本通達含む。）LP 法施行規則第 16 条（通達含む。）	
7 再検査記録等	容器則第 71 条	容器証明書制度廃止

* バルク貯槽のうち工業用として使用するものについては KHKS0501 に日常点検、6ヶ月点検等により実施。